

広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務 委託仕様書

1 業務の名称

広島県電子契約システム構築に係る基本事項検討業務

2 業務の概要

本業務は、現在、書面により契約を行っている建設工事、建設コンサルタント業務、将来的には物品調達、委託役務業務について、電子契約を行うためのシステム構築に係る基本事項等の検討を行う業務である。

(1) 本県が導入を目指す電子契約システムに必要な要件

- ① 本システムは、本県が調達する建設工事及び建設コンサルタント業務の契約に利用するものであり、契約にあたり関連する地方自治法、建設業法などの関係法令に規定されている内容を遵守できる必要がある。
- ② 建設工事において 3次元モデルの活用を推進していくため、契約書の電子化のみならず、CADなどの大容量電子データを契約図書として扱うことができる必要がある。
- ③ 本県の建設工事及び建設コンサルタント業務の公告、入札、契約の情報を管理している「建設事業事務管理システム」、入札を執行する「電子入札システム」、文書を保管管理する「文書管理システム」とデータ連携できる必要がある。
- ④ 本県が発注する物品・委託役務の調達、県内市町の建設工事及び建設コンサルタント業務の調達にも利用できる拡張性・汎用性を備える必要がある。
- ⑤ 運用環境は、オープンクラウド上である必要がある。
- ⑥ 本県、県内市町、契約相手となる民間企業が容易にアクセスすることができること、セキュリティが確保できること、契約の確かさを担保できること、契約者の本人認証ができる必要がある。



参考 建設工事及び建設コンサルタント業務に係る事務の流れと電子契約システムの関係イメージ

(2) 業務の目的

(1) に示した要件を満たす電子契約システムを構築するため、①基本事項の整理、②システム導入による業務改善効果の検討を行うことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月22日

4 業務内容等

(1) 業務の内容

基本事項の整理	想定する成果物
契約事務の把握	
<ul style="list-style-type: none">○ 契約事務を行う受発注者の関係者にヒアリングを行い、業務フローや契約事務に要する時間を把握し整理する	<ul style="list-style-type: none">○ 業務フロー図
電子契約システムに活用できる技術の整理	
<ul style="list-style-type: none">○ 公開鍵暗号技術を用いた「中央集中型技術」と「分散型技術」のメリット&デメリットを抽出し、比較・整理する○ CADなど大容量の電子データを契約図書として扱うことのできる技術を調査する○ 地方自治法の規定を満足する技術を調査する○ 建設業法の規定を満足する技術を調査する○ 電子契約システムの運用を開始している他自治体の運用状況（利用料の状況等）を調査する	<ul style="list-style-type: none">○ 技術比較表○ 運用実績状況整理表
関連システムとの連携検討	
<ul style="list-style-type: none">○ 関連システムのベンダーにヒアリングを行い、連携するためのデータ形式等を整理する	<ul style="list-style-type: none">○ データ形式一覧
技術選定・要件確認	
<ul style="list-style-type: none">○ 基本事項で整理した内容を踏まえ、導入する技術を選定する○ 運用開始までの工程を作成する○ 基本事項で整理した内容を踏まえ、必要な機能を選定し、要件定義書案を作成する	<ul style="list-style-type: none">○ 基本事項整理報告書○ 要件定義書案
システム導入による業務改善効果の検討	
<ul style="list-style-type: none">○ 基本事項で整理した内容を踏まえ、システムを導入した場合の受発注者双方の業務改善効果を検討・試算する	<ul style="list-style-type: none">○ 導入効果検討書

本業務の成果物を基に、令和5年度にシステム構築に係る仕様書の作成及びシステムの調達を開始することを前提に業務を履行すること。

また、本業務の受託者に対し、システム構築に係る技術的な支援について、継続して関与を求める場合がある。

(2) 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

なお、本業務にグループ企業体で応募する場合は、受託者の代表者は次の業務を行うこと。

- ・業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、発注者との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業と綿密な連絡・調整を行うこと。
- ・委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

5 納入成果物

受託者は、業務完了日から15日以内に報告書（紙媒体原則A4判両面印刷，CD-R）を各2部（正・副）提出すること。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

- ① 本業務により得られた効果は、原則として本県に帰属するものとする。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(2) 秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、本県から受領または閲覧に供した資料等は、本県の承諾なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た県及び関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

8 再委託の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に本県と文書をもって協議し、承認を得なければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、県に対して、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県の指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議し、その指示に従わなければならない。
- (3) 本業務の受託者及び受託者と資本及び人事面において次に掲げる関係のある者は、今後予定しているシステム基盤の調達業務に参加できない。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有する
 - イ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- (4) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。